

「黒川第一発電所設備損壊事象に係る技術検討会」規約

(名称)

第1条 この検討会は、黒川第一発電所設備損壊事象に係る技術検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 平成28年熊本地震により、熊本県南阿蘇村にある九州電力㈱黒川第一発電所において、水路やヘッドタンク等の発電設備が損壊し、発電用水が流出する事象が発生した。

この事象について、地震、斜面崩壊、設備の損壊及び水の流出の因果関係を明らかにするため、有識者、関係行政機関の知見を取り入れ、客観性、透明性を確保しながら、検討を行うことを目的として、九州電力㈱が検討会を設置する。

(検討内容)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

○斜面崩壊の発生メカニズム解明

（地震、斜面崩壊、設備損壊及び水の流出の因果関係）

(組織)

第4条 検討会は、専門知識を有する学識者、関係行政機関、九州電力㈱で構成する。

2 検討会は、委員及びオブザーバーをもって組織する。

3 検討会の座長は、委員の互選によりこれを定める。

(運営)

第5条 検討会の委員は、専門知識を有する学識者及び今回事象解明のための調査を行う九州電力㈱とし、検討項目の技術的審議を行う。

2 検討会のオブザーバーは、関係行政機関とし、委員の求めに応じ、行政の立場での意見・説明を行う。

3 座長は、必要に応じ、委員・オブザーバー以外の者を検討会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 検討会の庶務を処理するため、事務局を九州電力㈱熊本支社に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、必要に応じ、検討会の承認を得て定めるものとする。

附則

この規約は、平成28年7月14日から施行する。